

富良野都市計画用途地域の変更（富良野市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	その他及び備考
第一種低層住居専用地域	約 77 ha	6/10以下	4/10以下	—	—	10m	13.6%
第二種低層住居専用地域	約 7.2 ha	6/10以下	4/10以下	—	—	10m	1.3%
第一種中高層住居専用地域	約 38 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	6.7%
第二種中高層住居専用地域	約 124 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	22.0%
第一種住居地域	約 135 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	23.9%
第二種住居地域	約 42 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	7.4%
準住居地域	約 21 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	3.7%
近隣商業地域	約 13 ha	30/10以下	8/10以下	—	—	—	2.3%
商業地域	約 14 ha	40/10以下	—	—	—	—	2.5%
準工業地域	約 29 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	5.1%
工業地域	約 65 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	11.5%
工業専用地域	約 — ha	—	—	—	—	—	—
合 計	約 565.2 ha						100.0%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

国道沿道における土地利用の現状と将来的な見通しを勘案し、今後の土地利用の活性化を促進するとともに、適切な沿道型土地利用の誘導を図るため都市計画用途地域の適正な変更を行う。